非農地証明書の交付基準等について

制定　令和２年６月26日農業委員会定例総会議決

　改正　令和3年4月27日農業委員会定例総会議決

１　非農地証明について

何らかの理由で登記簿上の地目が農地であって、一定の基準を満たした現況が農地でない土地について、農業委員会総会の可否決定後、農地でない証明を発行できます。

２　非農地証明の交付条件

下記の(1)から(5)のいずれかの土地であって、(6)から(8)の条件を満たすこと。

(1)　農地法が施行された日（昭和２７年１０月２１日）よりも前から注１）非農地であった土地

(2)　自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地

(3)　耕作不適、耕作不便でやむを得ない事情によって、注2）原則２０年程度耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、注３）復元が困難な土地

(4）　人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に２０年以上経過し、注４）復元が困難であり、注５）農地行政上、特に支障がないと認められる土地

(5)　一般の交通の用に供する注６）舗装された道路になってから既に１０年以上経過している土地

(6)　農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の土地でないこと

(7)　農地法第51条（違反転用に対する処分）の対象となった土地でないこと

(8)　利用権等が設定された土地でないこと

（注１）非農地であった土地とは、農業以外の目的に利用されていた土地で現況もその状態が続いているものをいいます。

（注２）原則20年程度とは、（注３）復元が困難な場合に規定する条件程度に荒廃・雑木が成長するおおよその期間を表すものであって、土地利用や周辺環境によって前後する可能性があり、一概に判断されるものではありません。

（注３）復元が困難とは、森林、湖沼の様相を呈しており、人力又は農業用機械では耕起、整備ができない土地など、農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合をいい、除草、耕耘機やトラクター等を入れれば農地に復元できるものについては証明できません。

（注４）復元が困難とは、土地の大部分に建物が建設されている、コンクリート等で全面舗装されているなど容易に農地に戻せない状態をいいます。地面が土・砂利等のもの、地面が土のまま資材置場・駐車場等に使われているもの、土地の一部分のみがコンクリート舗装等のものについては証明できません。普及困難な部分で分筆後に証明申請してください。

（注５）農地行政上、特に支障がないとは、隣接農地に対しての被害防除等に問題がないこと、他関係法令に基づく指導等を受けていないことをいいます。

（注６）舗装された道路とは、コンクリート等で全面舗装されたものをいい、地面が土・砂利等のもの、土地の一部分のみが舗装されたものについては証明できません。舗装された道路部分で分筆後に証明申請してください。

３　非農地証明申請における提出書類

(1)　農地法第2条の農地でない旨の証明願（様式１号）

(2)　該当地の土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）

(3)　住民票又は戸籍の附票の写し（現住所と土地登記事項証明に記載された住所が異なる場合）

(4)　附近見取図及び公図

(5)　始末書（交付条件の（4）、（5）の場合）

(6)　現況写真（３方向以上からの撮影）

(7)　農地法第2条の農地に該当しない旨の注）客観的証明資料　(6)で確認できる場合は省略可

(8)　非農地証明に関する意見書・現地確認書（様式２号）

(9)その他農業委員会が必要と認めた書類

※　(1)及び(2)の書類については申請日より前3か月以内に発行のものを添付してください。

注）客観的証明資料について

交付条件(1)～(5)に該当することを客観的に証明できる資料（過去の状況や経緯が分かるもの）を添付してください。

証明資料の例

ア　公的機関が発行した航空写真（撮影日が記載されたもの）

（国土地理院撮影の航空写真（財）日本地図センター発行もの）（村税務課発行の航空写真）等

イ　建物がある場合は、建物登記事項証明書（閉鎖登記簿）

ウ　固定資産税課税明細書

エ　自然災害前の写真、自然災害時の新聞の記事等

※提出部数

原本１部、証明願の鑑（押印したもの）１部

４　農業委員等の現地確認等について

農業委員若しくは農地利用最適化推進委員の2名以上で現地確認を行い、必要に応じて確認願に意見を付すことができる。

ただし、農業委員又は農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局長が必要と認めたときは、他の農業委員、農地利用最適化推進委員、自治会長、隣接地の所有者等、地域に精通した他の者の意見書等の追加資料を提出や現地調査及び事情聴取を行うことができる。

５　証明願の提出期限

毎月15日（15日が閉庁日の場合は、閉庁日の前日）までに証明願及び添付書類を提出してください。

６　農業委員会での審議について

議事は農業委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによります。

審議において、確認すべき事項等があると認められる場合には、可否判断を保留し、翌月の定例総会まで調査期間を設けることができます。

定例総会にて可と判断された場合、証明した農地法第２条の農地でない旨の証明願（様式1号）を発行します。

定例総会にて否と判断された場合、非農地証明願返戻通知書（様式3号）を発行します。

７　施行日　令和３年４月28日